

諸 国 の 離 婚 の 動 向

嶋 田 津 矢 子

I わが国における最近の離婚状況

「離婚」とは、厳密には正式な婚姻関係にある夫婦の法律上の解体を意味するが、それは実質的な夫婦関係解体のなかの一形態を示すに過ぎない。正式な婚姻関係にあっても、実質的には別居 (separation) や遺棄 (desertion) のごとく、事実上は離婚の状態にあるものもあれば、正式な婚姻関係をとらない夫婦関係の「内縁解消」も少くないが、それらは「離婚」の統計数字に顕在化することなく、従って公式の記録は、必ずしも離婚の実態を把握させるものとはならない。

わが国総理府編『婦人の現状と施策』(国内行動計画報告書, 昭和55年5月)の「離婚の状況」によれば、日本の離婚件数は、1978年(昭和53年)で13万2,146件、人口1,000人対1.15で、婚姻率の約6分の1であって、米国の5.02(1976年)英国の2.56(1976年)、スウェーデンの2.46(1977年)、西独の1.76よりも低率となっている。結婚生活に入ってから離婚までの期間は、1年未満10.1%, 1年以上2年未満の者が8.7%, 5~10年未満の者が26.9%を占め、婚姻期間5年以上の離婚が漸増の傾向にある。日本の離婚には、協議・調停・審判・裁判の四種類あるが、実状では離婚の約9割が協議離婚で、調停が9%, 裁判離婚は僅か1%に過ぎない。昭和53年の離婚件数の約7割近くが、20才未満の子どもをもつケースであることに注目しておきたい。離婚の申立人は、妻51%, 妻の親6%, 夫36%, 夫の親2%となっている。

協議離婚夫妻の特色と離婚の理由とを、厚生省「人口動態社会経済面調査-離婚-」(昭和53年)に見ると、次のようになっている。¹⁾

協議離婚夫妻の特色

	離婚夫妻	一般夫妻
恋愛結婚した者の割合	妻 62.0 夫 62.1	} 61.9
高卒以上の学歴者の割合	妻 59.1 夫 57.8	} 76.5 77.1
子のない者の割合	妻 27.7 夫 34.7	} 12.0
有職者の割合	妻 52.9 夫 90.2	} 25.5 99.6
親と同居している者の割合	妻 34.5 夫 30.8	} 19.0
平均収入額	134,398円	181,773円

資料出所：厚生省「人口動態社会経済面調査-離婚-」(53年)

離婚のおもな理由の割合

理 由	53年度		43年度	
	夫	妻	夫	妻
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
異 性 問 題	27.5	19.5	22.7	20.5
経 済 問 題	14.2	26.4	20.6	27.8
性格がいやになった	31.2	25.1	24.7	24.8
そ の 他	27.2	29.0	31.9	26.8

資料出所：厚生省「人口動態社会経済面調査-離婚-」(53年)

(1) 総理府編『婦人の現状と施策』〔国内行動計画第2回報告書〕昭和55年5月, pp. 79-84.

「性格がいやになった」という性格不一致の訴えが、夫 31 %、妻 25 %で、43年調査より夫の方が6 %多くなっていることは、戦後の恋愛結婚の一般化傾向と思ひ合せて論すべき多くの問題を孕んでいるのである。

離婚に際して、金銭や財産を妻に分与した夫は50 %あるが、離婚後の妻の生活費の出所を妻自身という者が56.4 %、親・兄弟という者25.4 %に対して、前夫からの者は2.7 %に過ぎないのは、欧米との著しい相違である。従って未成年の子供を引きとった妻自身が、子供の養育費を全部出している者が54.8 %に達している。これらの経済事情は、わが国の結婚問題における婦人の地位の低さを示している。

離婚者の再婚状況を見ると、夫は24.5 %、妻は56 %までが「再婚をしたくない」と答えているが、これは10年前の調査に比べて、夫はほぼ同率であるが、妻では11 %の増加を示している。婦人の稼働を容易にした社会的背景と、家庭における男子専横的態度への嫌悪、裏返せば婦人の自立心の強化が重なり合っている現象でもあると、見るべきであろう。

以上の如き今日の日本の離婚の様相は、日本社会の現代の離婚への価値態度、離婚に対する受容の程度に制約されているもので、社会・経済体制の歴史的变化、宗教・道徳観の変遷、国際間の文化交流、それらを背景として変化する男女の社会的地位、それを定型化する法制的拘束によって、国際的に独自の形態をうみだしているのである。

1915年(大正4年)まで、明治民法の支配下の日本の離婚率は、世界の文明国と呼ばれる諸国のなかでは最高位であったが、今日では前述のように米国が離婚国の最前線に立っている。それは、離婚を必然化する経済的・社会的・文化的諸要因のダイナミックスが、日本と米国との位置を逆転させる激動の時代を体験してきたからのことである。米国における高度の離婚率は、婦人の稼働と育児への社会的条件の変化のもとで、離婚法そのものが、最も急進的

なカリフォルニア州の離婚法のように、結婚における相互有責の法理を貫く有責主義、あるいは婚姻破綻の原因についての事実審理を抜きにして、ただ「調整不能な不和」というような単純な理由で、単意離婚法にほとんど隣り合わせの安易な離婚を認める米国一部の州の状況と無関係ではあり得ない。

わが国における離婚法の権威者島津一郎教授(一橋大学)は、『妻の地位と離婚法』(昭和49年)に最近における離婚法の動向を論じて「軽卒な離婚を防止する、あるいは離婚から生じる損害を最小限度にいくとめるためには、サイカイアトリーとかカウンセリングを大いに活用して行く、それと平行して法的な面では有責主義を追放する、その代わりに事実審理なしの破綻主義を採用するという方向、これが新しい世界的傾向ではないかということである。」²⁾と解説していられる。

ここに言う「有責主義」とは、離婚原因の源泉を探っていく、その原因を発生させた人の側に責任ありとするが、婚姻破綻の原因の因果関係は、諸要因のダイナミックな関係のなかで因果錯綜して、相互有責のいわば喧嘩両成敗の論理から、離婚不許可ということになりかねない。たとえ互いに責任を認め合って、相互の不調和に見切りをつけ、離婚にふみ切るとしても、双方の行動を洗いざらいはじくり合って、憎悪心をいやが上に突鋭化することは、プライバシーの不当侵害を生ずる場合があるだけではなく、離婚後の養育費問題や子供の面会阻止のような人権問題をも含んでいるので、可能な限り悪口の云い合いによるシコリを残さず、良い人間関係を保持させるためには、有責主義の法理に拘泥しない方が賢明である、と考えられるようになってきた。

II 英米における離婚と別居制度

欧州の離婚法に強い影響を与えたキリスト教精神では、聖書に「創造者は初めから人を男と女とに造られ、そして言われた、それゆえに、人は父母を離

(2) 島津一郎『妻の地位と離婚法——妻の権利の実質的研究』有斐閣、昭和49年、pp. 51—52.

れ、その妻と結ばれ、ふたりの者は一体となるべきである。彼らはもはやふたりではなく一体である。だから神が合わせられたものを、人は離してはならない。(マタイによる福音書 19:4~5)とあるように、離婚には極めて厳格な態度をとっている。カトリック教会が離婚禁止主義を堅持してきたのは、人間関係を厳粛に考えるこの聖書の伝統が重視されてきたからである。しかし離婚禁止が、形式的に厳守されるだけでは、罪ある人間の現実態のなかでは、却って法的強制が偽善・欺瞞をうみ、真実の愛の協同体関係を実質的には阻害するという考えが、宗教改革以後キリスト教倫理の重要な骨組みとなってきた。

1966年、英国教会カンタベリー大司教グループから、“Putting Asunder: A Divorce Law for Contemporary Society”と題する報告書が発表された。「引き離してはならない」ものを、引き離す場合の厳格な条件を明示することによって、離婚法の改正に誤りをなくすためである。その根本理念は、離婚の可否を、婚姻関係の破綻事実の存在の有無を、詳細な検討のスクリーンを通して決定しようとするものであり、それは、島津教授の表現をもってすれば、「事実審理付きの破綻主義」の思想である。

しかしカンタベリー大司教報告書に対しては、同じ年の暮れ近く、大法官(Lora Chancellor)の法律委員会(Law Commission)から、“*Peform of the Grounds of Divorce, The Field of Choice*”という表題の報告書が提出され、ここでは、審理付き破綻主義や有責主義を否定する実務家的感覚が、強く打ち出されることとなった。この委員会報告の言い分では、いきなり離婚に持ち込むのではなく、一定の「別居」(“separation”)期間を設け、この外形的事実さえあれば、婚姻破綻の事実を証明する微密な審査を経ることなくして、離婚を許容すべきであるとする。何故なら、大司教

グループの報告通りに従えば、法的権威の実質に忠実であろうとすればするほど、その調査に多くの人手や費用、時間を必要とし、実際は不可能に近くなる。別居という待機期間をおくことによって、双方がカウンセリングを受けることもできて冷静に反省・判断し、一時の感情に駆られて取返しのつかぬ事態を生ずることも、ある程度回避することができるからである。問題は、別居の期間であるが、世間の有責主義的見解を考慮して、初めの6カ月案を、相手方の同意ある場合は2年間、同意無ければ5年間の別居をもって、離婚が成立するというように妥協し、1969年のイギリス改正離婚法は、この委員会提案を骨子として実現をみることとなった。

この「別居」の考え方は、日本人には縁遠い概念である。「離婚」を問題にする場合、米国で離婚の法制的研究を行ったBass/Reinの『*Divorce or Marriage*』(1976)に依れば、³⁾欧米では法制的に“divorce”の他、特に婚姻の成立当時の原因による「無効宣言」を意味する“annulment”，婚姻そのものは尚存続しているが、判決または合意にもとづく「別居」、および特に米国諸州で行われる「婚姻終結」の表現が用いられる。

この「婚姻終結」(“dissolution”)は、いくつかの州では“divorce”と同一意義に用いられ、他の州では、“annulment”と同義に用いられている。例えばカリフォルニア州では、「和解し難い相違点」(“irreconcilable differences”) また「回復し難い絶縁状態」(“irretrievable breakdown”) を取り扱う場合には、法律用語として、divorceを用いずdissolutionを用いるが、ニューヨーク州では、婚姻当事者の一方が、理由なくして5年以上失踪、もしくは死去していると想定される特殊ケースに限って、これを用いている。

「別居」とは、裁判所の指示にもとずいて法律的に別々に生活することである。英国には、かつて、

(3) Howard L. Bass, M. L. Rein, *Divorce or Marriage, A Legal Guide*, Prentice-Hall, Inc., 1976, pp. 24-25.

divorceに二種、即ちもはや双方の婚姻関係の存しない「婚姻の拘束からの分離」と、双方が法律的には婚姻関係を維持してはいるが、もはやベツトを共にすることのない「ベツトと食事からの分離」とが考えられていた。今日の別居では、双方が同棲、（即ち同一住居に住み相互に性的関係を結ぶこと）の消滅した状態、特に性的関係の断絶を中心に考えるのが普通である。ここでは、財産相続権や税制上の恩典は維持し、双方とも再婚することなく、かれらの身分には変更は生じない。それが別居がdivorce, annulment, dissolutionのいずれとも異なる点である。この期間に、カウンセリングの勧奨を伴うのは、かつて拙著『結婚カウンセリング』（昭和38年）に検討したように、⁴⁾ 英国において、国庫補助制度のもとで、結婚カウンセリング協議会が展開した優れた業績は、裁判所との協力に確固たる実績を示していることである。日本では未だ結婚カウンセリングが、科学的手法をもって、離婚問題の紛争渦中に分け入るだけの十分な歴史的な背景をもたず、家庭裁判所等で開拓者たちの人知れぬ苦心が経続されている実状である。そのことが、日本における離婚問題の解決に当って、「別居」制度の存立意義に十分な根拠を与え得ない一つの理由でもあろう。

今日の離婚に関する世界的潮流のなかで、その国際的地位、特にわが国との深い社会的、文化的交流関係から影響をもつと思われるのは、やはり米国であると云わなければならぬ。米国では、前述のように、離婚態度は州によって、急進・保守さまざまではあるが、文化メディアとして重要な映画によって、つねに新しい生活様式を編みだすカリフォルニア州では、慎重な「別居」規定をもつ英国とは対照的に、日本のような協議離婚をさえ頭越しに、一挙に極端な単意離婚法に突き進んでいるのである。即ち当事者の一方が、調整不能な不和を訴える場合には、原告の訴えを中心に離婚が成立することも珍らしくは

ない。

街頭の非行とともに、離婚沙汰の殺到状況は、現代アメリカの社会秩序を混乱させる底の深い悩みである。経済的な豊かさによって独得の社会的性格を形造ってきた米国人は、自己の欲求を自らの手で自由に充足しうる境遇によって、清教徒時代の開拓精神に固有な相互依存的に生活を創造する連帯思想を稀薄にし、個人主義的感情の独走によって、結婚生活においても、自己の欲求満足を中心に、相手との共棲関係を、根源的な連帯から自己中心の他者利用型人間関係に転換させ、結婚を単なる契約関係に転化するような傾向になっていると云っても過言ではあるまい。

スタンフォード大学のDavid M. Potter 教授の著“People of Plenty, Economic Abundance and the American character, 1954が、人類学、社会心理学および精神分析の方法を駆使して、経済的豊かさの歴史的圧力が米国人の生活の特殊な行動類型に及ぼす著しい影響を分析するところによれば、米国社会の人間関係が、次第に分離（separateness）や隔離（apartness）を深めて行きつつあるという。例えば富裕な米国人核家族のなかの育児で、母乳よりも栄養度の高い牛乳を、補乳器で与えられ、冷暖房の快適な別室での睡眠をもって急成長するとき、その子供の性格形成は、母子の絆の外で育つ。その自主性を孤立感に導き、他者をみる眼を自己本位の別離感に彩ることになるのは当然の結果という。「経済的豊さの一般的な歴史的支配力と民衆生活の独得の行動類型との橋渡し」を追求するポッター教授の考察するところでは、「このような事実からみれば、経済的富裕さの影響は、特に重要である。何故なら、経済的富裕さこそは、その存在と勢力とが、子供の性格発達の最も個人的で内面的な諸側面に、明瞭かつ確に認められる一要因であるからである。⁵⁾」米国人の性格形成に及ぼす経

（4）嶋田津矢子『結婚カウンセリング』昭和38年、ミネルヴァ書房、特に第5章参照。

（5）David M. Potter—People of Plenty, Economic abundance and the American Character, The University of Chicago Press, 1973. p. 208.

済的富裕性のこの孤立的・自己中心的な感化は、結婚における単に個人主義的というよりも、他者利用的で官能的自己追求の利己的な態度、従って高い離婚率にみられる極端な単意離婚の要求を、避け難いものとしているように思われる。

とすれば、米国社会の後を追って富裕化の道を進む日本の将来にも、その個人主義的伝統の稀薄さにも拘らず、結婚を生涯の本質的協同体の形式とみるのではなく、自己の欲求満足に効用なしとみれば、容易に解消し得る利益社会的な純粹契約と考える局面の到来を、予想しなければならないのではあるまいか。

経済成長を国の本質課題として歩んできた日本社会と、将来の離婚率上昇との関係を念頭におきながら、安定した結婚関係の擁護の方向を模索することが、本稿の狙いとするところである。

III 離婚に関するキリスト教的伝統

オランダ大学人口動態研究所から出版された『欧州における離婚』(Robert Chester 編, 1977)は、ソ連圏のポーランドおよびユーゴスラビアを含むいわゆる西欧諸国の主要11カ国の社会構造・家族・社会規範の変化を背景として、それぞれの国の離婚の特徴、離婚の結果に作用する諸要因を研究する総合研究として、西欧諸国における近年の離婚の動向を知る貴重な文献である。

各国の異なる環境のもとでの離婚の様相は、国境の接する狭い欧州でありながら、多様な民族、宗教、文化、その基礎にある地理的・歴史的諸条件の相違によって、案外大きな差異をもつことを学ぶのであるが、その法制的変遷や社会文化的特徴を概観することは、この書が各国の個々の統計年鑑からのスケッチに終ることなく、ある程度、共同研究の方式をとっているので、世界のなかの日本の離婚の特質を理解するための比較材料として、得るところが多いと思う。結婚についての比較研究に比べて、離婚の

それは極めて少ない。離婚数の最も多い米国の実状をも思いあわせながら、欧州事情を考察することは、問題の理解を一層深めることになるであろう。

結婚崩壊(“marriage breakdown”)として離婚(divorce)を語る場合、その言葉の含蓄するものは、欧州ではキリスト教の教会的判断が主流となり、それに異教徒的価値観が幾分混入する。教会訓練の中では、本来的には、伴侶者の存命中は何びとによっても解消を許されない「神聖な契約(holy bond)即ち「聖礼典(sacrament)」であって、法王でさえ離婚認可を与え得ないものであった。16世紀前半の宗教改革によって、新教プロテスタンティズムが離婚に寛容な態度を示し始め、ドイツ語系およびスカンデナヴィヤ諸国のルッター派教会、フランス語系及びオランダやスコットランドのカルヴァン派教会の浸透する諸国、さらに英国の法王庁権威排撃による「異端(heresy)」の傾向が顕著になったとき、カトリック教会はこれに対抗して、「トレント会議」(1545-63)をもって、離婚禁止原則を再確認したのであった。

トレント会議の結婚観は、⁶⁾人類の離婚観念に強烈な影響を及ぼしたのであるから、その内容をまず検討しておかねばならぬ。その要点を列挙すれば、1)結婚は一つの聖礼典であって神の立て給うもの、だから、2)単一婚(monogamy)のみが許容され、3)禁欲(abstinence)は高貴なもの、4)結婚は公的制度に準ずるものであるから、証人および司祭の臨席など、一定の基準に適合すべきこと、5)司祭により有効契約の登録を得るべきこと、6)異教派間結婚(mixed marriage)は許されるが、カトリック信者の信仰告白は束縛されることなく、プロテスタントへの改宗の強制はあってはならない、子女はカトリック信者として教育されるべき、7)有効な結婚の前提条件は、伴侶者相互の自由な意思決定であること、8)結婚の第1次的目的は子孫の繁殖と教育にあり、第2は伴侶者の相互の扶養(support)と練達

(6) Robert Chester, ed., *Divorce in Europe*, Netherlands Inter University Demographic Institute, 1977, p. 285.

(perfection)と感化(inspiration)であり、第3は放縱な性的願望への抑制手段となること、9)四親等までの親族の結婚は無効であること、10)結婚へのいま一つの障害は、性的無能または不感症であって、教会は床入り不能の結婚(a marriage for non-consummation)を無効とすることができること、11)有効に結ばれた結婚は永久不変であるべきで、別居のみが許容されること。

トレント会議に確認された事項は、カトリック教会において、今日も精神的優位性を維持し、例えばスペインやアイルランドでは、いかなる理由でも、離婚は今日も許容されない。

しかし新教教会は、ルッター派でもカルヴァン派でも、結婚を sacrament とは見ず、離婚を受けられている。プロテスタンティズム初期のカトリック教会との離婚思想の相違を明確にするために、ルッターの結婚観の特徴を挙げるならば、1) 性的耽溺それ自身は悪徳であるが、結婚のなかでは、神はこれを信仰者にとって何らか価値あるものへと活用し給うのである。2) キリスト者は結婚の義務を担う、何故なら“行きて子を殖やせ”と記されているからであって、このことは聖職者にも平信徒にも妥当する。3) 結婚は sacrament ではなく(sacrament と云えば、洗礼、聖餐、および神の言の宣教あるのみ)、神聖な制度なのである。4) 床入り不能の結婚は無効にすることが許される。5) 結婚は、姦通、婚姻義務の違犯、もしくは夫婦が異なる宗派に所属する場合には解消しうる。離婚の代りとしては、それは完全な離婚に転化するかもしれないが、別居が許される。6) 結婚に関する司法権をもつのは、教会ではなく国家である。

このルッター的見解に比べて、カルヴァンは、結婚に不道德への対抗手段としての意義を認め、離婚理由として性格の不一致をもとりあげるというように、ルッターとの若干の相違点をもつが、一般的な改革者思想においては異なるところはなかった。

カトリック及びプロテスタント教会に対して、第3の流を形成したのは、啓蒙思想の代表者たちであった。⁷⁾ そのなかには哲学者ヒュームのように離婚反対論者もいたが、ロックやヴォルテールたちの所論は、離婚法制への影響力は少なかったとしても、離婚の教會的解釈から一転、視野を世俗的現実の場にひろげる役割を果たすものであった。立憲主義の主唱者ジョン・ロックは、結婚が生殖、相互協力、情緒的支持を目的として自発的に結ぶ契約であることを認め、他の種族よりも人間において最も強固で、永続的な関係をうみだしていることを前提としているけれども、それが自発的契約(voluntary compact)である事柄の本質から考えて、それを終生固守させる必然性はないと考え、罪障原則のみを離婚の唯一の基礎とすることに、明確な反対意見を表明したのであった。1783年のオーストリー法は、既にこの啓蒙思想の世俗主義を導入して、非カトリック教徒の離婚を公認しているが、それが全欧州に影響を与えるのには、1789年のフランス革命による思想転換期を必要としたのである。

婚姻に対するフランス革命の革新的意義は、1791年の憲法において、結婚を単なる市民の契約に過ぎないものと定義し、それに基いて1792年の婚姻法において合意による離婚を正式に承認し、離婚を一応教会原則より引き離れたことである。1804年のナポレオン法典は再び協議離婚を拒否したが、この法典の離婚類型の多様化は、欧州諸国の離婚処置を緩和する端緒となったのである。例えばスウェーデンでは、終身刑と精神異常が離婚理由に挙げられ、オランダでは、ナポレオン法典に従う国法で禁じている協議離婚を、高等裁判所が承認(1883年)するという事態も生じている。英国でも離婚法が制定され、(1857年)、ドイツでは1875年、いよいよカトリック教徒にも離婚を認める道が開かれ、1884年には、フランスには結婚相手の姦通・投獄・虐待を離婚理由と認める新法の制定を見るというように、欧州諸

(7) Robert Chester, ed., *op. cit.*, p. 287f.

国の離婚を次第に可能にする方向が開けはじめた。

20世紀の欧州諸国は、離婚の容認に向って理由拡大の速度を飛躍的に高めはじめた。例えば、ノルウェーは従来の罪障理由に精神異常を加え（1909年）、スウェーデンは離婚のかなりの容易化への法的措置（1915年）、フィンランドは結婚解消への一方的責任思想の打破（1917年）というように、スカンジナビア諸国は、大胆に改革を進め、ついに1973年には、スウェーデンは今日の極めて許容範囲のひろい離婚法を制定した。英国では、男女平等（1923年）、離婚理由の拡充（1937年）を経て、回復不可能な結婚破綻のみを唯一の離婚理由として認める（1969年）大改革に到達した。1884年の古典的法律を固守してきたフランスでさえ、1975年の改革では、相当の自由化を容認し、スイス、オーストリアがこれに倣い、バチカンに近く最も保守的であったイタリアも、1970年法によってついに離婚制度を容認するようになっていく。

至るところで離婚制度の容易化の進むなかで、19世紀と20世紀の相違は、今世紀では、かつて優勢であった罪障と処罰の観念が後退して、結婚破綻の原因判定が主な関心事となってきたことである。どちらにしても、宗教改革者の見解から次第に遠ざかり、カトリック教会の理念は一層稀薄化しつつあると云わなければならない。罪障主義（“guilt principle”）に対して、破綻主義（“breakdown principle”）は、前述のロックおよび啓蒙思想に原因するもので、今日欧州に優勢であるのは、破綻主義への一点集中的傾向である。殊に1960年代には、最大限に離婚を許容しようとするのが、一致した型となっているが、それは第二次大戦後の「福祉国家」あるいは「豊穡社会（“affluent society”）」、「自由放任社会（“permissive society”）」、「脱産業化社会（“post-industrial society”）」と呼ばれる国際的な社会構造の変化を反映するものであった。

Ⅳ 米国における離婚現象

わが国との社会経済の密接な米国の離婚現象の推移は、その離婚率の増大が文化交流に及ぼす影響の特別大きい歴史的事情のもとでは、われわれの強い関心を誘わずにはおかない。

私たちは、米国を画一的な統合社会と理解し易いが、一方の極に離婚のメッカと考えられてきたネバダ州もあれば、他の極には離婚を全く許容しないノース・カロライナのような州も存していて、さまざまな程度の変化性をもっている。米国の結婚論の権威で、『結婚と家庭生活』などの著者で聞えるワシントン州立大学のポール・ランディス教授によれば⁸⁾、米国では、姦通が離婚理由として最も一般的と考えられているが、毎年多少とも動揺する離婚理由順位のうちで、約40%が虐待（cruelty）であることが注目をひく。もっとも虐待の定義は精神的虐待から、実際の肉体的残忍さまで、種々の相違を含む。離婚全体の約3分の1は遺棄であるが、それはソーシャル・ワーカーの考えるように、貧困階層に多く見られる現象である。米国の離婚の5分の4迄が、虐待と遺棄で占められているが、裁判所で多く認められるようになってきた精神的虐待は、把握の困難な心理的要因に係わる問題であると考えられる。

ランディス教授によれば、法廷に持ち出される法律上の理由は、多くの場合、真の理由ではなく、裁判所処置の要求に適合する原因であって、ノースウェスタン大学社会学教授アーネスト・R・マウラーの研究では、295ケースのうち、40.2%までが、実際は経済的緊張が真因であり、13.2%は他の伴侶者を求めて遺棄、10.9%は夫婦間の不貞であり、その他が飲酒・虐待・異常習慣であった。また虐待を法制上の原因として離婚を認められた156例の研究においても、実は45%までが経済上の緊張を動機とし、28.6%は飲酒、14.6%は不貞であったが、姦通による離婚は大体この程度が真相に近いというのが、

(8) Paul H. Landis, Divorce, *The Encyclopaedia Americana*, Vol. IX, 1962, pp. 206—208.

マウラー教授の推定である。新聞雑誌には、性的退廃が離婚の主因かの如く報道されているが、この報告が正しいとすれば、離婚問題への対応は、厳密な実態分析を必要とするのではなからうか。

米国の離婚の4分の3までが、女性側からの提訴によることも注目を惹く。それは、現代家族における婦人の自由とイニシアティブの結果であるというように解されやすいが、ランディス教授に依れば、原因はもっと異なるところに存する。即ち米国では、裁判所は夫の訴えよりも妻の方に同情的であるため、双方が離婚を欲している場合には、妻の側からの提訴が賢明な戦略と考えられていること、また男子のほうが女子よりも結婚では違反者となる場合が多く、不満な結婚では、夫の方が婚外慰安を求めることが多く、妻は自己の威厳や自尊心を守るため、提訴にふみきることになるのだと云う。

離婚の生活環境からの分析では、米国でも大都会ほど離婚率が高く、農村地帯ほど低いのは、他の国々と同じ現象である。職業では、家族の安定度との関係が重要で、コミュニティ内に高い身分をもち住居の安定している場合の離婚率は低い。地域社会の拘束力を越える移動性と社会的接触の広さの顕著な、例えば商人・俳優・音楽家たちの離婚率は、決って高く、農家・教授・教師等の離婚は極めて低い。地理的特質で云えば、一般に北部諸州は南部より高率で、山岳地帯と西部諸州は、北部諸州よりも一層高率である。それには、北部や西南部地域は他州からの移入者の受け容れが多く、これらの移入者は、従前のコミュニティの社会統制の拘束を脱出して、無名性や浮き草の気性からくる自由な心境で離婚に向い易いのである。

宗教的に新旧教会の離婚観念の相違よりも、米国で一層問題を争むのは、多種グループの宗教信条の相違、即ち新旧教派間、ユダヤ教・カトリック間、プロテスタント・ユダヤ教などの異宗教間結婚では、その調和が困難で、離婚率を高くしている。勿論、

宗教者と無神論者との不調和は重大な問題であって、人口移動の著しい米国にあっても、融和の最も困難な場面をつくり出している。

離婚率と関係の大きい一つの要因は、子供の有無という問題であって、中年になって、子供をもちながら離婚する人を多くみかけるけれども、離婚夫婦の約3分の2までが無子家族であり、子供のない家庭の多くが、つねに離婚の門口に立たされているのである。

離婚の生ずる時期は、結婚後5年が約3分の1、次の5年ではそれより約30%減、さらに次の5年が17%減、結婚後15～20年では8%に過ぎず、20年以後は離婚全体の10%となっている。

若者に生活能力が高くなるほど、ロマンティックな恋愛による結婚が多く、しかも経済高成長のなかの官能的生活が思慮ある行動を圧倒するとき、家庭生活の浮き沈みに適応する特別の備えの足りなさから、米国が世界に類のない高率の離婚にさらされるのは、不思議なことでもない。

離婚は、そのまま直ちに新生活局面の建設に直結するのではなく、両者の関係を長期間、あるいは生涯、かっとうの中におく。それが離婚の悲劇的な側面なのである。社会学者ウィラード・ウォーラーがその『The Family』（1938年）で既に書きのこしたことが、ランディス教授にとっていまも同感を誘うのである。ウォーラー教授の研究によれば、結婚が、希望やよろこびを見失った悲劇の状態を伴うとき、多くの場合、死別の悲愛よりも一層苛刻であるという。死別はつねに人間に不可避の出来事で、突然の衝撃も摂理観や運命観に委ねて、心の荷を軽くすることができるが、離婚の場合には、幸福を予期して結ばれたものを、解消を回避する方法があり得なかっただろうかという思いが、いつまでも付きまとうのが普通である。⁹⁾

離婚が、今日の米国でどれほど容易であるとしても、なお世間的な恥辱感を伴い、法廷沙汰にするこ

(9) Willard Waller, *The Family*, chapt. 20—21, New York 1938. in Paul H. Landis, *op. cit.*, p. 207.

とに躊躇を覚えることが多い。離婚は高度に人格と係わりをもつ永遠の親密な人間関係の破綻を公に告白するものであって、努力して可能な解決を見出すのではなく、むしろ問題からの逃避である場合が多い。

法的には、もはや存続の理由を失った契約を破棄する離婚方法を提供して、再び独身生活の自由、或いは再婚の意思があればそれを選ぶ自由を、双方に与える。離婚の約80%までが再婚しているという。しかし、ロスアンゼルスでの研究によれば、再婚220事例のうち、48%が幸福、15%はいずれとも決し難く、37%は不幸を訴え、この不幸グループは、また次の離婚をくり返すことになるという。¹⁰⁾

家庭関係裁判所は、離婚を訴える夫婦の和解に先ず努力し、離婚への緩衝手段として別居期間を規定しているが、社会学者たちの意見では、すでに結婚解消のために法的手段に訴える段階では、和解を確保することは極めて困難であると判断している。そこで米国では、結婚クリニックで婚前カウンセリングを受けることを奨励することが、離婚対策の第一歩として、切実な意味をもつようになってきた。結婚相手の選定と、その後の結婚生活の諸段階での葛藤に対するアイデンティティのためには、結婚クリニックの果す役割は、未だ発展の過程にあって、過大評価はできないとしても、離婚率の増大が、必ずしも結婚の幸福の減退を意味するものではなく、社会学者たちは、結婚を一層満足なものとするために、結婚クリニックが、適当な段階において結婚を決断させることに貢献する側面をも重視しているのである。社会科学者の任務について、ランディス教授曰く「人々に葛藤のなかでの共存を強制することは、社会的に望ましいことではない。個人主義の進む時代では、若者たちへの結婚前のアドバイス、結婚及び家族生活への教育、結婚テストと結婚前の臨臨的指導は、よりよき結婚に導き、それによって望まし

くない結婚の解消手段としての離婚行為の必要を少くする手続きとしての意味をもっている。」と。¹¹⁾

V 共産主義体制下の離婚問題

欧米諸国の20世紀に入ってから離婚率の増大は一樣に顕著な推移を示している。ウィリアム・J・グードの『世界革命と家族類型』（1970年）によれば、¹²⁾ 1910年と1960年の離婚率の上昇を略記すれば、米国で対1000、1910年の87.4より1960年の259.0、ドイツ30.2より88.7、英国2.2より69.5へ、フランス46.3より82.4へ、オーストリー12.9より88.9、ベルギー18.5より70.4、デンマーク30.0より186.1、ユーゴスラビア42.8（1921年）より131.4へというように、50年間に急激に増大している。グードは、その上昇原因として、1) 価値体系の諸変化、2) 結婚安定性に対する親族・朋友集団の要請の弱体化、3) 既存の結婚に代る新しい手段などを挙げている。彼はまた、離婚の法律上の容易化を進める国ほど離婚時期をはやめ、離婚を汚辱とする観念を稀薄にし、格別の家族とは云えない平均的家族にも、離婚が拡がるようになっていくと指摘している。グードの叙述においても、離婚訴訟に主導性をもつのは、女性であることが指摘されている。未だ社会状態そのものではなくても、少くとも婦人自身を変革しようとする態度が、過渡的にはこのような形をとらせるのであろう。

自由諸国に対する共産圏の離婚の社会体制からくる特殊性については、拙論文「ソ連における家族問題—家族消滅論と家族強化論」（本記要第27号、1973年12月）でも論及しているが、近頃入手した幾冊かの文献、例えばバーバラ・W・ジャンカーの『共産主義下の婦人』（1978年）、チェコ生れ、カナダ・トロント大学のアリーナ・ハイトリンガーの『婦人と国家社会主義』（1979年）、また北京在住

(10) Paul H. Landis, *op. cit.*, p. 208.

(11) Paul H. Landis, *op. cit.*, p. 208.

(12) William J. Goode, *World Revolution and Family Pattern*, The Free Press, 1970, pp. 81—86.

のフランス作家クロード・ブロイエル『中国における婦人解放』（1977年）、ウェイスレー・A・フィッシャー『ソビエト結婚マーケット』（1980年）等は¹³⁾それぞれ共産主義圏の最近の離婚の動向に触れて、そこでも工業化の進む国々ほど離婚率の上昇の急速があることを報告している。興味深いのは、ソ連や中国で、離婚を初期には夫の虐待からの婦人の自由を象徴するものとして歓迎されたのに、時の経つにつれて、望ましからぬ現象として殆んどいかなる場合にも憂慮されるようになったことである。即ち離婚には、祝福と呪いとの両側面が含まれていることは、社会体制のいずれの側でも共通であることを物語っている。¹⁴⁾

ジャンカーに依れば、ブルガリヤでは、1970年の9,905件の離婚は、1973年には10,902件に急増し、首都ソフィアの一判事は、雑誌「今日の婦人」（“Zhenata dnes”）に、「10年も経てば、この国には離婚経験をもたない家族は無くなるのではないかと思う。」と述べているという。そこでは、1973年の離婚理由は、姦通が31.1%、生理的・精神的障害20.5%、アルコール中毒9.7%、軽薄行動（frivolous behavior）12.0%等となっているが、10年前には主として無子家族が多かった離婚が、この1973年では22%までが2～3人の子供のある家族で起っている。離婚の75.3%までが都市地域（1960年には62.0%）で、ソフィアだけでも4分の1を超えている。（東欧諸国では、ルーマニアのみは離婚を非合法化している）。興味があるのは、ハンガリーでは、伝統的な農村社会出身でインテリ階層に所属の婦人たちの離婚率が最高位を占めている、という社会学者の研究がある。¹⁵⁾

ソビエト連邦では、A・ゴルキンの論文「ソビエト家族について」（『ソビエト評論』）に依れば、2つの主要離婚原因、即ち第1は若者たちの、結果を考えない「無思慮な結婚（“thoughtless marriage”）」、第2は「自己尊重（“Self-respect”）」で、第1の型は短命で、住宅難や収入不足というような外的圧力の犠牲になり易いが、第2の型では少くとも5年間は経続する。そこで起る緊張をひきおこす動機となるのは、アルコール中毒の蔓延と夫婦間の意思疎通の欠如である。ソビエト統計は、全離婚の40%までがアルコール中毒を原因としている。離婚を求めるのは主として婦人の側であるが、最近は女性の間でもアルコール中毒が増加しているという。

ここで興味深いことは、モスクワ社会学研究所の報告（1973年）である。結婚かつとうを生ずる経済的・社会的状態への研究から、次第に結婚の心理学的側面への移行が、今日の主要課題となっていることである。モスクワの2つの地域における結婚実態調査（200家族、470人）では、「不幸」を訴える結婚で、男性は結婚による自由の束縛、予期以上の煩雑さを不幸とし、女性側では「夫は私の感情を理解してくれない」、家事の負担が妻にかかり過ぎる、妻の仕事を理解してくれない、訪問外出を好まない、というような不満が主要なものであった。その調査員たちの用意した10カ条の心理学的要因から、彼らは人々の結婚期待は社会化の進展の結果であり、若い人々の結婚へのよりよい準備機会の提供が重要であるという結論を出している。

ジャンカーは、ソビエト社会の離婚は両刀の剣のようなものであると云う。婦人が職業人となり、伝

(13) Barbara Wolfe Jancar, *Women under Communism*, The Johns Hopkins Univ. Press, 1978,
Arena Heitlinger, *Women and State Socialism, Sex Inequality in the Soviet Union and Czechoslovakia*,
The MacMillan Press, 1979,
Claudie Broyelle, *Women's Liberation in China*, The Harvester Press, England, 1977,
Wesley Andrew Fisher, *The Soviet Marriage Market, Mate-Selection in Russia and the USSR*,
Praeger Scientific, 1980.

(14) Barbara Wolfe Jancar, *op. cit.*, p. 66.

(15) Barbara Wolfe Jancar, *op. cit.*, p. 67.

統的家父長家族関係とのつながりを断ち切る場合、自己尊重が価値あるものとして追求され、従って離婚は、改めて問うまでもなく、その伝統的役割の受容の拒否という表現に向うのであって、婦人の広汎な社会的向上を象徴するものとして評価すべき点が、共産圏の社会学者たちの一様に強調するところであると云う。¹⁶⁾

ジャンカーのみでなく、前に掲げたブロイェルの『中国の婦人解放』においても、中国共産主義の方がソビエト社会よりも、革命における女性の役割を一層重視しているという意見で一致している。¹⁷⁾

中国の1950年の婚姻法は、結婚が当事者相互が合意し、第三者、例えば両親のなんらの強制なくして行われる場合に、法律的成立を認められ、一夫多妻と幼少結婚は非合法化された。ジャンカーが「西欧人は、この法律を単に“進歩的”と考えるかも知れないが、中国における結婚と離婚との法制化はそれ以上のもの、即ち実際には古い儒教道徳に代わる新道徳の創造を為し、家庭生活への国家的統制の実施の第一歩を意味するものであった。」¹⁸⁾と述べているように、儒教倫理をそれとは根本的に接近方法の異なる共産主義的適法性に転換させようとするものであった。しかしブロイェルの書に、「孔子は2000年以前に逝去しているが、男性が主人公で女性はその家来であるとする腐敗したイデオロギーが、今も尚、人々に影響を与え、絶えず頭をもたげてくる。」¹⁹⁾とあるように、婦人を卑しむ考え方と理論が今日の中国にも存続するという事実が、公衆一般に認められていることは、私自身の中国視察旅行(1980年)の際にも、人々の生活実相のなかのところ所に実感されたのであった。

しかし中国において、離婚が、伝統的家族制度を

切り崩そうとする主要手段となっていることは、婦人が新中国裁判所体制の最重要な活ユーザーであり、離婚裁判の提訴の75%を占めている事実からも窺い知ることができる。新法が実施されて6カ月の間に、北京の民事裁判では全裁判件数の実に90%までが、離婚をもって占められ、中国の8大都市でも、民事裁判の48.9%は離婚問題であった。その離婚理由は、調査資料『共産主義中国における家族革命』(1955年)に依れば、²⁰⁾一夫多妻、姦通、強制結婚、生理的虐待、幼少結婚等であった。女性の自殺の主因もまた、離婚が容易に公認されないケースで生じ、或いは離婚者への住居などの体制的保護の未確立によるものが多かった。「フリー・セックス」と伝統的価値観との衝突は、変則的性関係によって捕えられた婦人を、公衆の前で鞭打つことを、「残虐行為」と見做されなかった。妻を殴打することは、伝統的に残酷とは考えられていなかったからである。しかし中国離婚法は、今日、徐々に婦人の社会的地位を変革し、近代化の道を辿りはじめたといえる。共産諸国の男女の性関係は、アレクサンドラ・コロンタイの『性的解放のもとでの一共产主義者婦人の自叙伝』(1972年)に記されているように、一面には「赤い恋」の自由な結合への欲求を底流に秘めながら、法的には資本主義諸国よりは厳格、或いは保守的警戒を特徴としている。ソ連の1968年6月27日の「家族法基本原理」の制定は、1936年の墮胎禁止、1944年の家庭安定・育児中心の保守主義法規の伝統を緩和するに至ったけれども、凌辱に対する厳格な規定に知られるように、現実はともかくとして、少くとも法律的には、伝統的性道徳の価値の擁護は国見として温存され、東欧諸国では婚姻及び家族法は、一般にソ連方式を遵守している。既述の

(16) A. GorKin, "Concern for the Soviet Family," *Soviet Review* 10, No. 3(Fall 1969) pp. 47-63.

(17) Jancar, *op. cit.*, p. 129f.

Claudie Broyelle, *op. cit.*, p. 144f.

(18) Jancar, *op. cit.*, p. 130.

(19) Claude Broyelle, *op. cit.*, p. 158.

(20) *The Family Revolution in Communist China*, Research Memorandum, No. 35, Human Resource Research Institute, 1955.

1966年の離婚禁止法以来、ルーマニアでは、堕胎も、治療的理由以外は禁止する方針を探っている。離婚抑制により家族安定を意図する点では、中国も共産圏諸国も、保守的傾向を共通にしているということができよう。1950年法律で、離婚を公認し、また50年代に堕胎を一応公認した中国では、人口増加防止のため三子以上の出産には課税しているが、堕胎ではなく避妊法普及を至るところで極めて熱心に推進している。日本の次第に頽廃する性道德に当惑する人であれば、中国の状況にむしろ好感を覚えることであろう。

Ⅶ 離婚予防のための対策

わが国の民法では、夫婦はその協議で離婚し得るが、その場合、協議によって子の養護の義務を遂行することが条件となっている。離婚による婚姻前の氏への復帰（「復氏」）と財産分与のほかは、民法は格別の規定を伴わない。裁判上の離婚で、夫婦の一方が離婚の訴えを提起し得るのは、配偶者の不貞行為、悪意の遺棄、3年以上の生存不明、強度の精神病にかかり回復の見込みのないとき、その他婚姻の継続しがたい重大な事由がある時に限定されている。

離婚自由化の大勢にあっても、いずれの国も結婚によって成立した家庭の保全に重大な関心を払っている。前述の如く、社会体制や文化的伝統の相違による内容規定の変化にも拘らず、各国で離婚が裁判上の問題となる場合の理由には、かなり共通するものがある。既述のBassとRein²¹⁾“Divorce or Marriage”に掲げる離婚理由に、裁判上の過失離婚事由としては、不貞行為(adultery)、遺棄(abandonment)の他麻薬および常習的アルコール中毒(drugs and habitual intoxication)、虐待(cruelty)、犯罪拘禁、扶養義務不履行、精神異常、詐欺行為等をあげているが、いま一つ問題となるのが「無過失離婚(no-fault divorce)」

と称する理由である。

無過失離婚は、“irreconcilable differences”（和解不能の相違），“irretrievable breakdown”（回復不能の崩壊）、あるいは“incompatibility”（性格不一致）というような、夫婦関係の事実上の破綻に重点をおいて、有責主義の検分を求めず、従って“no-fault”の離婚を意味する。これは破綻原因の真相を究めることの困難性のため、結局は無事由の離婚を承認することになり、これを無制限に認めることは離婚奨励に類することになるので、欧米において、結婚の最も基本的事実としての「性的関係における同棲」の事実の解消が実存するか否かを、離婚の理由として確認するために、法律をもって一定期間の「別居」を要求する制度を設けている。但し別居行為への事由が、そのまま離婚の理由となるとは云えない。裁判所には、結婚の神聖性観念の伝統が消滅していないので、ニューヨーク州では別居期間を一カ年と定めて、その期間を離婚要求の感情的激動の冷却期間として、その間に結婚カウンセリングを受ける機会を与えることを考えている。米国の23の州が、別居の事実を根拠として離婚を認めている。

英国でロード・チャンスラー（大法官）委員会報告（1966年）では、別居期間には6カ月を妥当としたが、急進的と批判され、1969年の英国の改正離婚法では双方の同意ある場合は、2カ年の別居、同意が無ければ5カ年で離婚成立と定められた。法定の別居期間が経れば、当事者の一方的意思による離婚成立となるから、それだけならば別居制度も単意離婚法に帰着することになる。同じ米国でもカリフォルニア州は即座の一方的意思による単位離婚制に近く、フロリダ州でも、別居を離婚判定の規準としていない。

わが国の離婚原因が、既述の厚生省「人口動態社会経済面調査—離婚—」（昭和53年）の示すように、「性格がいやになった」や「異性問題」などを主因

(21) H. L. Bass and M. L. Rein, *op. cit.*, p. 114f.

に挙げていることは、今後増加を予想される日本の離婚対策として、一般的経済・雇用対策に併せて、人間関係の内面に立入って、調停・和解の道をさぐる社会的処遇の緊急対応が、必要であることを示唆している。1980年7月、コペンハーゲンでの「国連婦人の10年世界会議」で採択された「国連婦人の10年後半期行動プログラム」²²⁾のような、婦人のおかれた社会的地位の根本的改善を軽んじて、離婚の主観的側面のみを心理的操作によって転換させようとするような対応だけでは、いまなお男子専権社会における不利な社会条件に囲まれている女性の、離婚をめぐる逆境を改善することはできない。離婚後の児童扶養、離婚手当などはもとよりのこと、女性および児童の権利保障意識の向上につれて、種々の配慮が要求されるであろう。

例えば、米国では、妻の稼働能力および子女の必要を勘案して、離婚時の夫の可処分所得の20%乃至40%を、離婚手当として提供するのが普通である。フロリダ州法廷は、夫が弁護士試験に合格する迄、看護婦として彼を支えた妻が、離婚後の独立のため医学校に就学する期間の学費をも、援助することを命じている。注目すべきことは、憲法によって、裁判所は合法的契約を変更する権利を有しない旨規定されているが、離婚に関しては、最初の離婚手当並びに児童扶養は、後日相手の生活事情または児童の需要に重要な変化を生じた場合には、裁判所が屢々変更を認めていることである。逆に夫の生活事情変化によって、手当や扶養が過大負担となる場合には、夫は裁判所にその引下げを要請することもできるのである。

稼働婦人でない妻は、母親として不適格でない限り、児童の保護に任ずる場合が多いが、裁判所は10才を越えると男児には父親、女児には母親の保護を認めることができる。15才に達すると、児童自身に選択の機会を与えるが、普通は親から引離すのではなく、協定をもって訪問の時間・場所・方法を明確

に示し、保護権をもたぬ側の親との対面を公認する方法が採られている。「契約社会」的観念の強い欧米社会では、これが案外秩序正しく守られている。教会・友人の家族・保護者側の家庭、また休暇スケジュール等が活用され、約束を守れないときは、数日前に相手方への通知を怠らないのである。

妻の側で、在来の家での居住を経続する場合は、その家賃と修繕費を夫の側で支払うことを求められるが、例えばユネティカット州では、その年額最高限を3千弗と限定している。離婚手当と児童扶養が、相手の死亡により不可能となる場合を考慮して、死亡保険金を受取る協定が結ばれ、また従来健康保険の受給、保険未加入の場合は、妻の再婚まで夫が医療費支出の義務を負う。米国は世界で保険の最も進んだ国であるが、離婚と保険との関係は、離婚増加の趨勢のもとで、その重要性を加えている。

離婚流行の米国で、安易に離婚が行われているように見えるが、それが自己実現への解放という満足があったとしても、当事者の一方また双方に終生の心の傷となることも多く、明らかに児童の人格形成への障害となり、しかも離婚後の生活問題の負担は、再起を困難にするほど深刻な圧迫をもたらすことも多い。可能なら、破局に至る以前に和解させたいという社会感覚もまた年と共に強くなっている。

1966年、ニューヨーク州は、離婚法制を改訂し、「強制調停」(compulsory Conciliation)の措置を規定した。これによって設置された「Conciliation Commissioner」が、これ以上調停は無用であるという証明書を交付しない限り、離婚許可を得られないことを定めたのである。しかしこの制度は、予想以上の公費と時間を必要とすることがわかり、1973年廃止されたが、その代りにメイン州や、ニュー・ハンプシャー州で始めたように「性格の不一致」というような離婚理由には、専門職の結婚カウンセラーの和解努力の不成功証明書の提出を求めることになった。

(22) 内閣総理大臣官房、婦人問題担当室編『国連婦人の10年世界会議——国連婦人の10年後半期行動プログラム——』昭和55年12月。

当事者たちは、ケースの性質に応じて、精神医学者、心理学者、社会学者、結婚カウンセラー、医師、租税関係者、会計士、宗教家、教師たちとのパネル面接を受ける。これに弁護士が参加することもあるが、これは何らの法律的手続きとしての参加を意味するものではなく、あくまでオブザーバーであるに過ぎない。これによって当事者は、調停・セラピー・一時的別居等の過程を経るが、離婚件数の増加する都市状況に対応して、地域によっては《marriage mediator》、即ち結婚関係の諸問題、離婚に関する実務一切の相談に応じ、児童保護権、訪問、財産配分等の取決めで、女性の弱く不利な立場の克服に貢献しようとする活動家たちが、オフィスを開くようになってきた。

性の平等、自己決定、自己実現への相互の激励、性的自由—それら婦人運動の純粹原理が、ウーマン・リブの主張のなかで空転するのを感じはじめたとき、人々はいま漸く家族、結婚の何たるかを問い直しはじめたように思われる。家族は、現代の産業社会生活と、その核家族化のなかでは、²³⁾かつてのように、自己実現のための互助関係を優勢価値として、コミュニティ形式の中核としての、一種の《encounter group》と考えることを止め、個人の官能的満足

のために生れた人間、即ち心理的人間として、個々に引き裂かれてしまっている人間の機械的な集合（aggregation）に過ぎなくなっているように思われる。デュルケムは、“連帯”（solidarity）に“Mechanical”と“organic”を区別しているが、真の社会関係の連帯は、直ちに一般的な同一性や同質性から成り立つのではなく、特殊性の尊重によって相互の独立を保つ多くの変化性が統合されることによって構成されるのである。その特殊性尊重が、「個人」の概念における自我、自己発見、や表現に偏して、その有機的統合性の側面を見落すようになったとき、個人主義は、結婚、家族のなかに常時「造りつけの緊張（“built-in stress on the family”）」が、時代の抜き難い疾患となったのである。²⁴⁾

現代における離婚問題は、実はその醸成原因に、他者からの分裂を必然化するような人間観、価値観の混乱が底流として先行し、他者との交わり、それも自己中心の他者利用的人間関係の深まる社会機構の、必然的所産であることを悟らないではいられない。欲望中心の産業社会が、止むことなく進行する非人格社会を改めて、「人間革命」とも云うべき新天地の開かれる日の到来を待つのみである。

(23) Michael Gordon, *The Nuclear Family in Crisis, The Search for an Alternative*, Harper and Row, 1972, p. 212.

(24) Virginia Tufte and Barbara Myerhoff, ed., *Changing Image of the Family*, Yale University Press, 1979, p. 25.